

○石川県警察体力検定等実施要綱の一部改正について

平成27年4月16日
人育甲達第50号
警察本部長から部課署長あて

対号 平成15年7月8日務甲達第129号「石川県警察体力検定等実施要綱の
制定について（通達）」

警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施については、これまで対号により実施してきたところであるが、この度、業務の合理化の観点から、体力検定等の運用に関する見直しを行い、石川県警察体力検定等実施要綱を別添のとおり改正するので、下記の事項を踏まえて、効果的な訓練の推進に努められたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 改正の要点

警察体力検定等委員会の設置、同委員会の構成及び任務に関する規定を削除し、運営責任者として人材育成課長を指定し、体力検定等に関する業務の管理及び運営を行わせることとした。

2 実施上の留意事項

- (1) 体力検定等を受検する警察官に対する啓発を行い、特に、J A P P A T（ジャパット）は、「逃走する犯人を追跡し、捕捉、制圧する。」という警察官に必要とされる特有の体力を測定することが目的であることを十分に理解させて受検させること。
- (2) 執行力の基盤を成す基礎体力の維持向上を図るための意識付けと日常的な体力トレーニングの励行に努めさせること。
- (3) 体力検定等の実施に際しては、警察体力検定等実施要綱及びその実施細目等に定める安全管理上の規則を厳守すること。
- (4) 別に定める「立会責任者」に対しては体力検定等の実施上の指導要領を理解させるとともに、「測定責任者」に対しては体力検定等の実施に関する研修等を確実に受講させるなど、推進体制の確立に万全を期すること。

別添

「石川県警察体力検定等実施要綱」

第1 要綱の趣旨

この要綱は、本県警察に勤務する警察官（以下「警察官」という。）が行う警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 体力検定等の目的

体力検定等は、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

第3 体力検定等の種目

- 1 警察体力検定の種目は、「J A P P A T」（ジャパット）とする。
- 2 体力テストの種目は、次のとおりとする。
 - (1) 握力（筋力）
 - (2) 上体起こし（筋持久力）
 - (3) 長座体前屈（柔軟性）
 - (4) 反復横とび（敏しょう性）
 - (5) 20mシャトルラン（往復持久走）（心肺持久力）
 - (6) 立ち幅とび（瞬発力）

第4 体力検定等の対象及び実施基準

警察官は、体力検定等を年度毎に1回以上受検するものとする。

なお、採用時教養期間中の警察官については、当該期間中に実施するものとする。

第5 運営責任者

体力検定等の実施に関する必要な事務及び運営は、人材育成課長が行うものとする。

第6 体力検定等の結果の活用

- 1 所属長は、所属する警察官が自己の体力レベルを正しく認識し、必要な体力の維持向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものとする。

2 警察官は、体力検定等の結果を踏まえ基礎体力の向上を図るとともに、健康の増進に努めるものとする。

第7 体力検定等の効力

体力検定等の結果は、認定の日から翌年度末を有効とする。ただし、当該有効期間内に新たに認定を受けた場合は、その評価をもって有効とする。

第8 細目事項

この要綱の実施のため必要な細目事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。